

日田市耐震改修促進計画（令和7年3月改定版）【概要版】

計画の目的等

(計画P1～2)

(1) 耐震化の必要性

・大地震による被害を減少させるためには、特に、耐震性が不十分な住宅・建築物について耐震性の向上を図ることが重要な課題となっており、令和3年12月に改正された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

・県の地震被害想定調査においても、市の東側に位置する「万年山－崩平山断層帯」を震源とした場合、市内で震度6強が発生すると予測されていることから、本市における地震防災対策は“緊急かつ最優先に取り組むべき課題”として位置づけています。

(2) 計画の目的等

・本計画は、耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性能の向上を図ることによって今後予想される地震による被害を軽減し“市民の生命と財産を守ること”を目的としています。

(3) 計画の期間【改定】

・令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とします。また、必要に応じて見直すものとします。

(4) 本計画の対象とする建築物

・昭和56年5月31日以前に着工した「旧耐震基準」の建築物の耐震化を重点的に促進するものとします。

第1章 日田市における地震の危険性

(計画P3～7)

(1) 過去に受けた被害

・熊本地震（H28.4）では、市内でも震度5強の揺れが確認されました。

(2) 影響が想定される地震

・大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、「中央構造線断層帯」「日出生断層帯」「万年山－崩平山断層帯」のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要があります。

(3) 地震による震度予測

・「万年山－崩平山断層帯」を震源とする地震の場合は最大震度6強、「南海トラフ」を震源とする地震の場合は最大震度5強、その他の地震も最大震度5弱～5強が予測されています。

第2章 住宅・建築物の耐震化の目標

(計画P8～11)

(1) 耐震化の現状と目標【更新】

※R5の耐震化率については、旧耐震基準で建てられた住宅のうち耐震性がある住宅の割合が公表がされていないため、公表後変更になります。（現在（80.9%）はH30の割合で算定）

① 住宅（R5住宅・土地統計調査より）

耐震化率の推移	平成19年	平成25年	平成30年	令和5年
	48.2%	66.0%	77.5%	80.9%
耐震化率の検証	令和7年度末までに92%（令和5年統計で90%）にする目標に対して、80.9%と未達成であり、耐震化を一層促進していく必要があります。			
今後の目標	令和5年で80.9%という状況を踏まえまして、12年度末までに92%（令和10年統計で90%）にすることを目標とします。			

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号の多数の者が利用する建築物）

耐震化率の推移	平成19年度末		平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末
	64.5%		72.8%	84.4%	88.2%
	公共 74.6%	公共 83.8%	公共 98.0%	公共 99.0%	
	民間 54.4%	民間 62.8%	民間 73.6%	民間 79.5%	
耐震化率の検証	令和7年度末までに97%にする目標に対して、民間建築物については79.5%と目標達成が難しい状況であり、耐震化を一層促進していく必要があります。				
今後の目標	民間建築物の耐震化率について、令和6年度末で79.5%という状況を踏まえまして、12年度末までに90%にすることを目標とします。				

③ 公共建築物（居室を有し、延べ面積が200㎡を超えるもの）

耐震化率の推移	平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末
	63.8%	77.8%	93.5%	96.6%
耐震化率の検証	令和7年度末までに100%にする目標に対して、96.6%と未達成であり、耐震化を加速する必要があります。			
今後の目標	6年度末で96.6%という状況を踏まえまして、12年度末までに100%にすることを目標とします。			

第3章 建築物の耐震化を促進するための総合的な取り組み（計画P12～20）				
（1）耐震化の促進に係る基本的な考え方 ・市民や行政・関係団体がお互いに連携し、各々の役割分担に応じて耐震化に取り組むことが耐震改修促進には欠かせません。自治会や周辺住民と所有者等の協力体制「共助」の整備を図り、市民による地域の実態把握に努め、危険箇所の情報共有や自主防災組織活動の充実を図ります。				
（2）耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み ① 情報提供および周知手段の充実 ② リフォームにあわせた耐震改修の推進 ・リフォーム支援事業 ・木づかい促進事業 ・在宅重度障がい者住宅改造助成事業 ・在宅高齢者住宅改造助成事業 ・介護保険住宅改修事業				
（3）耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み ① 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置 ② ふれあい宅配講座の開講				
（4）耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要 ① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断） ② 木造住宅耐震化促進事業（耐震改修） ③ 耐震アドバイザー派遣【新設】 ④ 専門技術者の紹介 ⑤ 住宅に係る耐震改修促進税制 ⑥ 高齢者向けのリバースモーゲージ型住宅ローン【新設】 ⑦ 地震保険の割引制度および地震保険料控除（確定申告）				
（5）耐震化に向けての今後の具体的な取り組み ① 住宅における耐震化率の向上について ② 特定建築物の耐震化率の向上について ③ 公共建築物の耐震化率の向上について ④ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及【新設】 ⑥ 担い手の確保【新設】				
（6）その他の安全対策に関する取り組み ① ブロック塀の安全対策 ② 窓ガラス等の落下事故防止対策 ③ エレベーターの閉じこめ防止対策 ④ 家具の転倒防止対策 ⑤ 豆田町の伝統的建造物の耐震化対策 ⑥ 高齢者世帯への対応について				
第4章 耐震化を促進するための指導や命令等（計画P21～22）				
（1）耐震改修促進法による指導等の実施 ① 指示対象建築物の所有者に対する指導等の実施 ② 指導・助言対象建築物の所有者等に対する指導等の実施				
（2）建築基準法による勧告又は命令等の実施 ・指導等を行ったにもかかわらず、当該所有者等が必要な対策をとらなかった場合には、命令・勧告等を行います。				
第5章 その他耐震化の促進に必要な事項（計画P23～24）				
（1）地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 ・避難路沿道建築物については、所有者等へ耐震診断及び耐震改修の情報提供を行うとともに、必要に応じて指導、助言等を行い、耐震化の促進を図ります。				
（2）その他、耐震化を促進するための事項 ・関係機関や関係団体との情報交換や連携を図り、建築物の耐震診断や耐震改修の手法や技術、支援策等の普及を図り、耐震化を促進します。				
第6章 旧耐震基準建築物のリスク【新設】（計画P25～26）				
（1）建築物の耐震基準【新設】 ・旧耐震基準で建てられた建築物は、震度5強程度の中規模の地震でほとんど損傷しないことを検証しているのに対し、新耐震基準で建てられた建築物は、震度6強から7程度の地震でも倒壊しないことを検証しています。				
（2）住宅の耐震化をしていない場合のリスク【新設】 ・阪神・淡路大震災（H7.1）では、地震による直接的な死者数の約9割の方は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。このうち「旧耐震基準」で建てられた建築物が大きな被害を受けています。 ・東日本大震災（H23.3）で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。				
（3）耐震改修工事の効果【新設】 ・耐震改修工事を行うことで、極めて稀に発生する大地震に対して「倒壊しない」レベルまで耐震性を引き上げることができ、生命と財産等を守ることができます。また、地震時の修繕費用も抑えることができます。				